

申請についての注意事項

- 1 この申請書は、地方税法第 321 条の 5 の 2 に規定する特別徴収税額の納期の特例の適用を受けようとする場合に使用します。
- 2 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受けている人の数が常時 10 人未満である場合に限りです。
(注)「常時 10 人未満」には、市民税・県民税が非課税の人や、広島市外に居住している人も含みます。また、多忙な時期等に臨時に雇い入れた人があるような場合は、その人数を除きます。
- 3 この特例の適用について承認を受けた場合には、毎月徴収された月割額を次のとおり年 2 回に分けて納入することになります。また、承認を受けた特別徴収義務者については、取消しの通知がない限り、その後も引き続いて特例が適用されます。
6 月から 11 月までの徴収分 12 月 10 日までに納入
12 月から翌年 5 月までの徴収分 翌年 6 月 10 日までに納入
ただし、申請日の属する月より前の月は、特例の適用対象とはなりません。
(例) 8 月 5 日に申請される場合、特例の適用対象となる月は 8 月分以降となります。したがって、申請書の「納期特例の適用承認を受けようとする税額」欄には 8 月以降の月を記入してください。8 月と記入した場合は次のとおりになります。
6・7 月の徴収分 各月の翌月 10 日までにそれぞれ納入
8 月から 11 月までの徴収分 12 月 10 日までに納入
12 月から翌年 5 月までの徴収分 翌年 6 月 10 日までに納入
- 4 この特例の承認を受けた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。
- 5 現に、市税の滞納がある場合や、最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。
また、承認後において、滞納や、納付・納入の遅延が生じた場合、承認を取り消されることがあります。
- 6 「申請者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。)を記入してください。なお、特別徴収義務者が個人の場合には、個人番号の記入は必要ありません。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市財政局税務部市民税課(本庁舎 8 階)
電話 特別徴収係(082) 504-2089(直通)